

平成 25 年 6 月 11 日

会 社 名 e B A S E 株 式 有 限 公 司
(コード番号：3835)
本 社 所 在 地 大 阪 府 大 阪 市 北 区 豊 崎 五 丁 目 4 番 9 号
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 常 包 浩 司
問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康
執 行 役 員 C F O
電 話 番 号 TEL (06) 6486-3955 (代表)
U R L <http://www.ebase.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、平成25年6月24日開催予定の第12回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株主についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第8条（単元未満株主の制限権利）として新設し、これに伴い現行定款第8条以下を各1条ずつ繰り下げるものです。

現行定款第6条（発行する株式の総数）、第7条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成25年1月31日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を40,000株から16,000,000株に変更し、単元株制度を採用して、1単元を100株とする旨の定款変更を決議しております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(新 設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第8条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第35条 (条文省略)	第9条～第36条 (現行どおり)

以 上